

令和3年度愛媛県新成長ものづくり企業等総合支援事業実施要綱

(目的)

第1条 県は、この要綱の定めるところにより、愛媛県内（以下「県内」という。）において新たな事業を開始しようとする中小企業者等に対して、独創的で市場性・実現性の高い技術シーズについての実用化・製品化に向けた技術開発（市場調査を含む）に必要な経費について補助することにより、県内産業の牽引役となる成長企業を創出し、県内産業の活性化を図る。

(対象者)

第2条 令和3年度愛媛県新成長ものづくり企業等総合支援事業（以下「支援事業」という。）の対象者は、高い技術力や独自の技術、ノウハウ等を有し、県内に本社を有する企業で、以下のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業を含む）

- (1) ニッチ市場で、シェアトップになり得る企業
- (2) 新しい産業分野やビジネス形態で、全国的なモデルとなり得る企業
- (3) 将来株式上場を目指すベンチャー企業（設立後10年以内）

2 前項に規定する対象者のうち県外の者については、県内に事業拠点を設け、県内で新たに事業を開始しようとするものを対象とする。

(補助対象事業等)

第3条 この支援事業の補助事業区分、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助対象期間及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(事業計画書)

第4条 この支援事業による支援を受けようとする者は、事業計画書（様式1）を知事に提出するものとする。

(審査)

第5条 知事は、前条による事業計画書の提出があったときは、事業計画の内容等を審査のうえ、支援対象者を決定する。

(補助)

第6条 県は、支援対象者が実施する事業に対して、新成長ものづくり企業等総合支援事業費補助金を交付する。

2 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業は、原則として愛媛県内において行うこと。
- (2) 補助終了後5年間は、原則として県内において事業を行うこと。
- (3) 補助を受けた者は、補助終了後収益が生じたと認めたとき、交付した補助金額を限度にその全部又は一部を現金または有価証券等で納付すること。

(技術開発機器の利用)

第7条 支援対象者が実施する事業の技術開発に当たっては、県産業技術研究所の機器を無償で利用できるものとする。

(施設の貸与)

第8条 県は、支援対象者が事業の実施に当たりテクノプラザ愛媛のインキュベーター・ルームを優先的に利用できるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助事業区分	一般枠	小規模枠
補助対象事業	① 独創的で市場性・実現性の高い技術シーズについての実用化・製品化に向けた技術開発（市場調査を含む） ② 県の戦略重点分野である高機能素材、A I・I o T、機能性表示食品等の他、ものづくり、情報サービス、環境、ヘルスケア、新型コロナウイルス感染症対策等の分野 ③ その他知事が適当と認める事業	
補助対象経費	区分	内容
	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	機械装置、 工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用、又は修繕に要する経費
	技術指導受入 費	技術指導の受入れに要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費
	市場調査費	市場調査に要する経費
	委託費	技術開発（市場調査を含む）の委託に要する経費
	人件費	技術開発（市場調査を含む）に関与する者の直接作業時間に対する人件費（補助金額の1／3以内）
	その他の経費	その他知事が必要と認める経費
補助率	補助対象経費の2／3以内	
補助対象期間	最大2年間	
補助限度額	10,000千円／年	2,500千円／年

(注) 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。